

ドイツの図書館について

法学部 法律学科 准教授 辻 本 典 央

I. はじめに

II. アウクスブルク大学図書館

III. ミュンヘン地裁図書館

IV. ミュンヘン・レジデンツ(宝物館)内図書館

V. おわりに

I. はじめに

私は、2011年9月から約1年間、ドイツのバイエルン州にあるアウクスブルク大学で在外研究を行った。本稿は、その経験を踏まえて、ドイツの図書館事情や、それを利用した際のエピソードなどを報告するものである。

さて、本学の中央図書館から、帰国間際に本稿の依頼をいただき、これも役目と思ってお引き受けしたのであるが、そこではたと困ってしまった。なぜなら、お世話になった Henning Rosenau 教授からは、渡独する前にお目にかかったときに、「ドイツ法の勉強は日本でもできる。むしろ、ドイツの文化を学んで欲しい。」と言われ、渡独した後も、何かにつけて文化的行事(という名前の、コンサート、観劇、旅行)にお誘いいただき、図書館にこもって勉強したなどといった思い出は全くないからである(徹夜で遊ぶことはしばしばあれど、徹夜で勉強するなど思いもよらなかった)。また、日本の諸先輩からも、ドイツへ行ったら、本を読んでいる時間があれば、そのぶんをできるだけ多くの人と出会い、交流を深めるようにとのアドバイスをいただいていたこともあり、学内だけでなく学外へも積極的に出かけていた。そのおかげで、とても多くの人と出会うことができ、それはそれで有意義な留學生活を送れたのではないかと思う。実際に、ドイツの文献は、昔と違って

現在では、日本にいてもたいのものを読むことができる。そう自分に言い訳して、図書館へ足を向けることはほとんどなかったのである。

しかし、実際に帰国して、いよいよ本稿の執筆に取り掛かろうとしたとき、参考のためこれまでに本誌に寄稿された原稿を拝見したのであるが、そこで愕然としてしまった。ほとんどの人が、留学中は立派に図書館を利用し(徹夜で勉強していたようである)、正統派的な報告をされていたからである。従って、一度は、執筆のご依頼をお断りしようかとも悩んだのであるが、私なりの利用の仕方ではないかとも思い直し、恥を承知の上で、自分なりの図書館とのかかわり方を書いてみようと思う。そのような異端なものであるから、将来、また同じ経験をするようになる人たちにとっては、まったく参考にならないものであることを、予めお詫びしておかなければならない。

II. アウクスブルク大学図書館

私が留学先としてお世話になったのは、ドイツのバイエルン州にあるアウクスブルク大学である。アウクスブルクは、バイエルン州では人口、経済規模などの要素において、ミュンヘン、ニュルンベルクに次ぐ第3の都市である。また、1555年の「アウクスブルクの宗教和議」で知られるとおり、大変古い歴史をもつ街でもある(ちなみに、バイエルン州第1の都市であるミュンヘンは、その歴史も浅く、史上に残る逸話や建築物は少ない)。かつては、フッガー家を中心とした経済・産業で栄えたアウクスブルク市であるが、メッ

サー・シュミットの航空機工場などがあったため、第二次世界大戦では大空襲により街の主要部分が壊滅した。しかし、戦後の復興はめざましく、現在は、日本の Fujitsu など外資系企業の工場誘致も盛んで、国際交流も活発に行われているようである（日本の長浜市、尼崎市と姉妹都市協定を締結している）。また、街は教育にも力をいれ、1970年に大学を誘致・設立した。それが、アウクスブルク大学である。

そのため、アウクスブルク大学は、ドイツの大学の中でも歴史的には浅い。また、設立後まもなく、当初のキャンパス（Alte Uni）から現在の本部キャンパス（Neue Uni）への移転がはじまり、法学部などの社会科学系の校舎とあわせて、中央図書館（及びその分室）も、新しいキャンパスに位置している。

このような経緯で設立されたアウクスブルク大学の図書館は、まだ新しく、森と湖に囲まれた公園の中に建物が点在しているといった立地環境もあり、そこで自習するには快適な環境であるといえる。それゆえ、多くの学生たちが、朝早くから、深夜まで、競って机を占領し、パソコンなども持ち込んで、レポート作成や授業の予習などを行う風景がみられた。



アウクスブルク大学図書館は、中央図書館と、それぞれの系統別に分かれた分室とで構成されている。これは、完全な講座制ゆえに、その利用頻度と便宜を考えると、非常に便利なシステムである。本学の図書館も同様の構成であるが、これをさらに明確に区分したものとってよいだろう。そのため、私が利用したのは、もっぱら社会科学系の分室の方で、中央図書館には一度も足を踏み入れる機会がなかった。一度は見学してみようと思っていたのであるが、講座の助手氏でさえまだ一度も入ったことがないというほどで、それ以上の興味を失ってしまったことも原因である。社会科学系分室は、法学（Jura）、経済学（Wirtschaft）、社会学（Soziologie）といった分野ごとにさらに内部で明確に区分されている。必然的に、私も法学系のセクション以外は、足を踏み入れることがなかった。

法学セクションの内部は、当然であるが、ドイツの専門書がぎっしり並んでおり、さすがに、当初はやや食指が動いた。雑誌類も必要なものはほぼすべてそろっており、資料を閲覧するために目的の資料を捜し歩いたこともあった。もっとも、私の関心の薄さもあるが、図書館の歴史の浅さもあり、いわゆる貴重な資料といった類のものはなかった。蔵書のほとんどは、日本でも何らかの方法によって入手・閲覧可能であり、インターネットの一般的な普及ともあいまって、世界は狭くなったことを改めて実感した。なお、ドイツでは、特に雑誌文献を中心に電子化が進んでおり（その大半は日本でも閲覧可能である）、このことも、図書館から足を遠のかせる一因となった。また、小型PCや電子タブレットの



普及から、図書館での文献複写も紙媒体からPDF ファイルなど電子データへと移行されており、複写機の半分くらいはこれに対応するものであった。ドイツの環境に対する関心も、手伝っているのかもしれない。

なお、図書館の開館時間は、平日が8時から24時まで、土曜は18時まで、日曜は12時から18時までとなっており、祝日は完全に閉鎖される。これも、日本の一般的なシステムと変わりはない。おそらく、ドイツの学生は、休日や深夜に勉強するといった習慣がほとんどないのだろう。環境面も併せると、アカデミックな関心からは遠のくが、これも合理的な考え方なのだろうと思う。

このように、アウクスブルク大学図書館に関しては、私の怠惰もあり、とりたてて報告すべきものには乏しかった。もっとも、私が滞在した間に、「図書館」に関していくつか貴重な経験をした。以下、2つほどそのエピソードについて簡単に叙述しておこう。

Ⅲ. ミュンヘン地裁図書館

前述のとおり、私は、どちらかといえば（というよりも、もっぱら）人的交流に重点をおいていたのであるが、その中でも、ミュンヘン地裁の裁判官である Gregorie Stievens 氏（私は彼のことを Greg と略して呼んでいた）との出会いは、ドイツの文化を学ぶ上で大きな収穫であった。彼とは、独日法律家交流会で知り合ったのであるが、それ以来意気投合し、彼の結婚式に招かれるまでの仲になった。ドイツの結婚式は、もちろん地域の習慣や個人の考え方にもよるが、日本に比べてかなり派手に行く。たとえば、結婚式じたい、まず市役所で市長（の代理）の立会いのうえで宣誓書にサインするという儀式があるのだが、それに引き続いて、教会でもあらためて神の前で永遠の愛を誓うのである。披露宴も、場合によっては場所を変えながら3日くらい続くこともあるそうで、人生に一回のイベントを本人だけでなく、来客もともに楽しむのである（たいていの観光地へ行くと、映画のロ

ケ顔負けの多くのスタッフに囲まれて、名所をバックに記念撮影している新婚カップルをみる事ができた）。



話は横道にそれたが、知り合ってから間もなく、Greg が、裁判所の見学に来ないかと誘ってくれた。ミュンヘンの裁判所は、第1と第2に分かれており、さらに民事と刑事でも分かれている。彼が勤務しているのは、第1民事部で、ミュンヘンの裁判所の中では最も歴史のある建造物であった。彼は、法廷や判事室など、一通りの見学コースを案内してくれた後、裁判所の図書館にも連れて行ってくれた。そこは本来、法曹関係者のみ利用可能で、外部の人は基本的に立入りできないそうであるが、私は、もちろん彼と同伴なので立入りを許された。中に入ると、実務家向けの実用書がほとんどで、理論書は少なかったのであるが、私を驚かせたのが、世界の法律事情がわかるように、各国の基本的な文献が一通りそろえられていた点である。これは、大学の図書館では見られなかった光景で、日本のものもそれなりに揃えられていた（ちなみに、BGH = ドイツ通常最高裁判所の資料室でも、日本の最高裁が発行した資料が展示されていた）。さらに、図書館に併設された資料室には、歴史的に有名な「ミュンヘン・白いバラ運動」

で非業の死を遂げた人たちの裁判記録や、法廷の様子を撮影した写真を見ることができた。この事件は、ミュンヘン大学の教員や学生たちが、ナチスに反対して反戦運動を繰り広げたことに対し、政府から弾圧を受け、多くの者が死刑に処されたものである。恥ずかしながら、私は、その名前こそ聞いていたが、詳しい内容についてはそこで初めて勉強することができたのである。

このように、ミュンヘン地方裁判所の図書館は、たんなる資料室にとどまらず、いまもなお、そこで働く裁判官たちに、歴史の重さ、人権の大切さを教えるものとして存在しているのである。

なお、彼のはからいで、ミュンヘン地方裁判所の最上部（普段はおおよそ立入り厳禁である）に上り、「特等席」でミュンヘン市街を見下ろしたときの美しい光景は、忘れられない思い出である。

IV. ミュンヘン・レジデンツ(宝物館)内図書館

ミュンヘンのレジデンツとは、かつてバイエルン領主の居城として14世紀の終わりに築造（その後400年にわたって増改築を繰り返すことになる）された宮殿であり、現在は、かつての栄華を偲ばせる宝物館として、一般に公開されている。建物全体でも相当な広さに及ぶが、そこから北には英国庭園（Englisch Garten）、南には市街地（ミュンヘンオペラ座や、新市役所など）が広がっており、観光の名所にもなっている。

私は、留学生活もいよいよ最後となった9月に、お世話になった Rosenau 教授の主宰で、ミュンヘン市民を対象にした講演会で講演させていただく機会を得た。テーマは日本の死刑制度についてであったが、その内容は、本稿と直接の関係がないため、いずれ別の機会にその発表をゆだねる。私が驚いたのは、なんと、講演会をミュンヘンのレジデンツで行うということであった。私は、それまでも何度か同所を訪れていたのであるが、まさか自分がこのような場で講演を（しかもドイツ

語で！）行うことになるとは、思いもよらなかった。会の詳細を聞いてから、簡単に引き受けてしまったことをやや悔やんだものである。

ともかく、当日、会場に向かうと、入り口付近に掲示があり、会場が示されていたが、私は、そこでまた驚くことなるのである。なんと、このような講演会を、レジデンツの図書館の中で行うというのである。私は一瞬目を疑ったが、間違いではなかった。部屋に入ると、多くの本が並ぶ中に、約150席ほどの座席と、演壇が設置されていた。講演会は、夕方遅くから開始され、そのころには辺りもかなり暗くなり、壁際には電灯代わりのろうそくが立てられていた。いかにも、Rosenau 教授が好みそうな演出である。

私は、自分の順番を待つ間は、緊張のため、ほとんど室内の雰囲気を観察することができなかったが、無事講演が終わり、少し落ち着くと、何とも言えない幻想的な空間の中で、真剣に死刑問題の話しに耳を傾けているミュンヘン市民の様子をうかがうことができた。彼らは、もちろん、講演の内容を聞き取ろうとしているのであるが、それに加えて、こういった空間で共有するアカデミックで、かつファンタジックな時間を楽しんでいるのであろう。その表情は、老若男女を問わず本当に生き活きと輝いて見えた。



V. おわりに

以上が、ドイツの図書館事情に関する私の報告である。最初にお断りしたとおり、内容的には図書館報である本誌の趣旨に沿わない点もあるかもしれない。それはひとえに、私の不勉強の結果であるが、その分、私もドイツ人と一緒に図書館を楽しんだエッセイとしてお読みいただけたのであれば幸いである。

